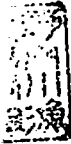


野内川漁業協同組合

内共第25号第五種共同漁業権

遊 漁 規 則

野内川漁業協同組合



野内川漁業協同組合内共第25号第五種共同漁業権遊漁規則



(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第25号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、手釣及び竿釣による遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により納付し、組合の承認を受けなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 魚 種 | 期 間 |
|---------|-----------------|
| あ ゆ | 7月1日から翌年3月31日まで |
| やまめ、いわな | 4月1日から9月30日まで |

(全長制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚 種 | 全 長 |
|-----|------|
| やまめ | 15cm |
| いわな | 15cm |

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するとき、50円を加算した額とする。

| 魚 種 | 漁具・漁法 | 期 間 | 遊 漁 料 |
|-----------------------------|-------|-----|--------|
| あ ゆ、 やまめ、 いわな、 うぐい | 手釣、竿釣 | 1日 | 300円 |
| | | 1年 | 3,000円 |

2 遊漁料の納付は、次に掲げ場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

| 指定場所 | 住 所 | 連絡先 |
|------------|----------------|--------------|
| そふえ釣具店 | 青森市造道3丁目8-6 | 017-741-2037 |
| ますへい釣具店 | 青森市新田2丁目18-16 | 017-782-9029 |
| 大 鱗 堂 | 青森市油川字岡田38-1 | 017-788-1870 |
| うき屋太田釣具店 | 青森市青柳1丁目10-10 | 017-734-5723 |
| 鈴木商店 | 青森市滝沢字下川原89 | 017-726-4354 |
| 佐藤 周 (理髪店) | 青森市宮田字玉水170-2 | 017-726-4595 |
| 野 宮 啓 一 | 青森市八幡林字品川33-12 | 017-726-2655 |
| 小笠原 石雄 | 青森市後菴字外山9-2 | 017-726-4051 |

(遊漁承認証に関する次項)

第6条 組合は、第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第7条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

| 遊漁承認証別 | 魚 種 | 漁具・漁法 | 遊漁料 (1年) |
|--------|---|-------|----------|
| 全 魚 種 | あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ | 手釣、竿釣 | 15,000円 |
| 溪 流 魚 | やまめ、いわな、にじます、ひめます (蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ | 手釣、竿釣 | 8,000円 |

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会 (十和田市元町東四丁目1番15号)

3 第2項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
(遊漁に際し守るべき事項) 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者について第5条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。



- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内において、川底をかくはんしてはならない。
内共第25号漁場区域の全区域
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号



| 表 | | 裏 | | | |
|---|-------------|-------------|----------|---|--|
| <p>No. _____</p> <p>遊漁承認証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p>記</p> | | <p>注意事項</p> | | | |
| <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">遊漁者</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>氏名 (年令)</td> </tr> </table> | 遊漁者 | 住所 | 氏名 (年令) | <ol style="list-style-type: none"> 1 本証を携帯しなければ遊漁することはできません。 2 本証は他人に貸与してはならない。 3 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。 4 遊漁者は適当な距離を保ち、他の者の迷惑になるような行為をしてはならない。 5 遊漁者はみだりに川底をかくはんしてはならない。 6 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。 | |
| 遊漁者 | | 住所 | | | |
| | 氏名 (年令) | | | | |
| 承認期間 | 年月日 ~ 年月日 | | | | |
| 魚種 | | | | | |
| 遊漁料 | (日券 年券) | | | | |
| 発行者 | 野内川漁業協同組合 ㊤ | | | | |



別記様式第2号

<表>

(全魚種券)

| | | |
|--|---|-----------|
| 西暦 (平成 年) | 交付年月日 平成 年 月 日 | No. _____ |
| 県内共通遊漁承認証 | | |
| 氏名 | 年令 歳 | |
| 住所 | | |
| 全魚種 | ●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円 | |
| 青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 ㊟ TEL 0176-58-5088 / FAX0176-24-2568 | | |

(溪流魚券)

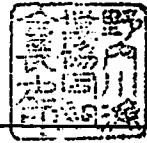
| | | |
|--|--|-----------|
| 西暦 (平成 年) | 交付年月日 平成 年 月 日 | No. _____ |
| 県内共通遊漁承認証 | | |
| 氏名 | 年令 歳 | |
| 住所 | | |
| 溪流魚 | ●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円 | |
| 青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 ㊟ TEL 0176-58-5088 / FAX0176-24-2568 | | |

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

県内共通遊漁承認証の種類

| | 全魚種券 | 溪流魚券 |
|---------|---|---------------|
| 対象魚種 | アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(卵のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ | 左記魚種からアユのみを除く |
| 遊漁料金 | 15,000円 | 8,000円 |
| 券種と遊漁期間 | 1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間が青森県内水面漁業協同組合規程のきまりによる) | |
| 遊漁区域 | 青森県内の河川(十和田湖、大蔵子川、大蔵子川、大蔵子川、大蔵子川)を除く。また、県内水面漁業協同組合規程の各遊漁区域の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。 | |
| 漁具・漁法 | 手釣、竿釣 | |

- ・共通遊漁承認証は、遊漁主催の大会等の特別イベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外には使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」を参照下さい。



| 表 | 裏 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">漁場監視員証</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>住 所 氏 名 (年令) 有効期間 年月日 ~ 年月日 発 行 者 野内川漁業協同組合 ㊤</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。 2 監視員は規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。 3 違反者を発見したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じるとともに、このことを組合に報告すること。 4 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流しないよう指導する。 |